

様式編



日本年金機構
Japan Pension Service

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
国 年 適 用	1号被保険者の資格を取得するとき 2号被保険者または3号被保険者が1号被保険者となるとき	国民年金被保険者 資格取得・種別変更(第1号被保険者該当)届書	14日以内	国則1条の2、6条の2	0-1
	国民年強制加入被保険者(1号、2号、3号被保険者)の要件に該当しない者が、任意により国民年金への加入を希望するとき	国民年金被保険者 資格取得申出書(60歳以上の任意加入申出用) 国民年金付加保険料 納付申出書	-	国則2条、14条1項	0-3
	1号被保険者や任意加入被保険者の資格を失ったとき(資格喪失) 1号被保険者が2号被保険者となるとき(種別変更)	国民年金被保険者 資格喪失届(申出)書 国民年金被保険者種別変更(第2号被保険者該当)届書	-	国則3条、6条、6条の2	0-5
	1号被保険者や任意加入被保険者が死亡により資格を失ったとき(資格喪失)	国民年金被保険者 死亡届	14日以内	国則4条	0-6
	1号被保険者や任意加入被保険者の氏名・生年月日を変更(訂正)するとき	国民年金被保険者 氏名・生年月日・性別 変更(訂正)届	14日以内	国則7条、9条1項	0-7

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
国 年 適 用	1号被保険者や任意加入被保険者の住所を変更するとき	国民年金被保険者 住所変更届	14日以内	国則8条1項、9条1項	0-8
	3号被保険者としての資格を取得(認定)するとき、3号に該当しなくなったとき	国民年金第3号被保険者 資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届	14日以内	国則1条の2 2項、3条2項、4条2項、6条の2 2項、6条の3、14条の2、7条2項、8条2項	0-9
	年金手帳を紛失・き損したとき	年金手帳再交付申請書	すみやかに	国則11条、14条3項	0-11
	基礎年金番号以外に年金手帳の記号番号を所持しているときに、ひとつの基礎年金番号へ統合するとき	年金手帳記号番号登録処理票	すみやかに		0-12

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
国 年 適 用	複数の基礎年金番号を所持しているとき	基礎年金番号重複取消届	すみやかに		0-13
国 年 保 険 料	口座振替により保険料を納付したいとき、または振替口座や振替方法を変更するとき	国民年金保険料 口座振替納付(変更)申出書	-	国則71条	0-15
	口座振替による保険料の納付を辞めたいとき	国民年金保険料 口座振替辞退申出書	-		0-21
	1号・任意加入被保険者が付加保険料を納付するときや、辞めるとき。 農業者年金の被保険者となったときや、被保険者でなくなったとき。	国民年金付加保険料納付申出(辞退申出)書 該当(非該当)届	農業者年金被保険者については14日以内	国則87条の2、 78条の3、 78条の5、 78条の6	0-25
	クレジットカードによる保険料の納付をしたいとき、または利用するカード会社を変更するとき	国民年金保険料 クレジットカード納付(変更)申出書	-	国則71条の2	0-27
	クレジットカードによる保険料の納付を辞退するとき	国民年金保険料 クレジットカード納付辞退申出書	-		0-33

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
国 年 保 険 料	国民年金保険料の納付義務を免除される事由に該当した、または該当しなくなったとき(法定免除)	国民年金保険料 免除理由 該当・消滅届	14日以内	国則74条～76条	0-35
	国民年金保険料の納付義務を免除を希望するとき(申請免除)	国民年金保険料 免除・納付 猶予申請書	-	国則条76条の2、77条、77条の2、77条の3、77条の5、77条の6、77条の7、16改附19条、16措置令22条、24条、25条	0-37
	申請免除または納付猶予の申請(承認)を取り消すとき	国民年金保険料 免除・納付 猶予取消申請書	-	国則77条の8	0-41
	国民年金保険料の納付義務の免除を希望するとき(学生納付特例)	国民年金保険料 学生納付 特例申請書	-	国則77条の4、77条の6、77条の7、83条の4	0-43

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
国 年 保 険 料	学生納付特例の承認を受けていた者が、学生でなくなったとき	国民年金保険料 学生納付特例不該当届	すみやかに	国則77条の9	0-47
	納付義務が免除された国民年金保険料について、納付を希望するとき	国民年金保険料 追納申込書	免除等の開始から10年以内	国則78条	0-48
国 年 共 通	本来、市区町村役場の窓口にて行うべき1号被保険者にかかる資格・保険料関係の各種手続きについて、年金事務所において受付するとき	国民年金被保険者関係届書(申出書 申請書)	統合様式		0-49
年 金 請 求	老齢給付(基礎年金・厚生年金)の請求をしようとするとき	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(様式第101号)	—	国則第16条、厚則第30条	1
	障害給付(基礎年金・厚生年金)の請求をしようとするとき	年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)(様式第104号)	—	国則第31条、厚則第44条	5
	遺族給付(基礎年金・厚生年金)の請求をしようとするとき	年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(様式第105号)	—	国則第39条、厚則第60条	9

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
年金請求	遺族給付(基礎年金・厚生年金)の請求をしようとするときで、遺族給付を受けることができる方が2人以上あるとき	年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(別紙)(様式第106号)	—	国則第39条、厚則第60条	13
	老齢基礎年金の支給を繰上げたいとき	国民年金 老齢基礎年金支給繰上げ請求書(様式第102号)	様式101号と同時提出	国則第16条の5項	15
	老齢基礎年金の支給を繰下げたいとき	老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書(様式第103-1号)	様式101号、様式130号と同時提出	国則第16条の4、厚則第30条の4	17
	特別支給の老齢厚生年金を受けている人が、老齢基礎年金の支給の繰り上げ請求するとき	国民年金厚生年金保険 特別支給の老齢厚生年金受給権者 老齢基礎年金繰上げ請求書(様式第234号)	すみやかに	国則第16条の2	19

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
年金請求	老齢基礎年金を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき	国民年金厚生年金保険 老齢基礎年金受給権者 老齢厚生年金請求書(様式第233号)	すみやかに	厚則第30条の3	21
	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が、66歳以後に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の65歳からの支給を請求をするとき	国民年金厚生年金保険 老齢基礎・厚生年金請求書(65歳支給)(様式第236号)	-	国則第16条の2の3項	23
	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を繰り下げて受けようとするとき等	国民年金厚生年金保険 老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書(様式第235号)	-	国則第16条の4、厚則第30条の4	25
	老齢給付(国民年金(旧法))の請求をしようとするとき	国民年金 老齢年金請求書(旧法)(様式191号)	-	旧国則第16条	27
	老齢給付(国民年金(旧法・通算))の請求をしようとするとき	国民年金 通算老齢年金請求書(旧法)(様式192号)	-	旧国則第28条	29

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
年金請求	老齢給付(厚生年金保険(旧法))の請求をしようとするとき	厚生年金保険老齢年金請求書(旧法)(様式193号)	-	旧厚則第30条	31
	老齢給付(厚生年金保険(旧法・通算))の請求をしようとするとき	厚生年金保険通算老齢年金請求書(旧法)(様式194号)	-	旧厚則第43条 2	35
	老齢給付(船員保険(旧法))の請求をしようとするとき	船員保険老齢年金請求書(旧法)	-	旧船則第49条	39
	老齢給付(船員保険(旧法・通算))の請求をしようとするとき	船員保険通算老齢年金請求書(旧法)	-	旧船則第68条	43
基本項目の変更	氏名を変えたとき	年金受給者氏名変更届	10日(国 年14日) 以内	国則第19条、 厚則第37、5 3、70条	47
	住所や年金の受取先を変えるとき	年金受給者 住所・支払機関 変更届(ハガキ様式)	10日(国 年14日) 以内	国則第20、21 条、厚則第38、 39、54、55、7 1、72条	49
再交付等	年金証書をなくしたときなど 支払通知書(振込通知書)をなくしたとき 改定通知書をなくしたとき	年金証書・改定通知書・振込 通知書再交付申請書(ハガキ 様式)	そのつど	国則第22条、 厚則第40、5 6、73条	51

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
再 交 付 等	源泉徴収票をなくしたとき	源泉徴収票・準確定申告用 源泉徴収票 交付(再交付) 申請書(ハガキ様式)	そのつど		53
	ゆうちょ銀行(郵便局)での現金払いの人が支払 日から1年経過後に未受領の年金を受けようとす るとき	償還請求書	そのつど		55
	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受け られるとき	老齢厚生・退職共済年金受 給権者支給停止事由該当届 (様式第583号)	すみやか に	厚則第33条	57
退 職・ 雇 用	厚生年金保険の被保険者等であるため老齢基 礎年金が全額支給停止になっている者が退職し たとき	国民年金・厚生年金保険 老 齢基礎・厚生年金受給権者 厚生年金保険被保険者・共 済組合等の組合員または加 入者資格喪失届(退職)(様 式第209号)	—	厚則第34条	59
選 択	二つ以上の年金が受けられるようになったとき	国民年金・共済年金・厚生年 金保険 年金受給選択申出 書(様式第201号)	すみやか に	国則第17条、 厚則第30の5、 45、61条	61

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
選 択	二つ以上の年金が受けられるようになったとき (共済組合へ写を送付する必要があるとき)	国民年金・共済年金等・厚生 年金保険 年金受給選択申 出書(様式第202号)	すみやか に	国則第17条、 厚則第30の5、 45、61条	63
加 給・ 振 替 加 算 関 連	配偶者が老齢(退職)、障害年金を受けられるよう になったため、老齢基礎年金に振替加算が加算 されるようになったとき	国民年金 老齢基礎年金額 加算開始事由該当届(様式 第222号)	すみやか に	国則第17条の 3	67
	振替加算された老齢基礎年金の受給権者が、額 計算の基礎となる加入期間が240月以上ある退 職共済年金等を受けられようになったとき	国民年金 老齢基礎年金加 算額不該当届(様式第223 号)	すみやか に	国則第17条の 4	69
	振替加算された老齢基礎年金の受給権者が、障 害を支給事由とする年金給付を受けられるよう になったとき	国民年金 老齢基礎年金加 算額支給停止事由該当届 (様式第224号)	すみやか に	国則第17条の 5	71
	障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振 替加算が支給停止されていたのが、障害給付を 受けられなくなったとき	国民年金 老齢基礎年金加 算額支給停止事由消滅届 (様式第225号)	すみやか に	国則第17条の 9	73

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
加給・振替加算関連	老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき	老齢厚生年金・退職共済年金 加給年金額加算開始事由該当届(様式第229号)	すみやかに	厚則第31条の2	75
	特別支給の老齢厚生年金を受けている人が、特例支給開始年齢から加給年金額が加算されるようになったとき	老齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)	すみやかに	厚則第31条の2	77
	加給年金額対象者である配偶者が老齢(退職)・障害年金を受けられるようになったとき	老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届(様式第230号)	すみやかに	厚則第33条の2、49条の2	79
	加給年金額対象者である配偶者が老齢(退職)・障害年金を受けられなくなったとき	老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由消滅届(様式第231号)	すみやかに	厚則第34条の2、50条の3	81
	加給年金額・加算額の対象者が死亡・離縁・養子縁組等したとき	加算額・加給年金額 対象者不該当届(様式第205号)	10日(国年14日)以内	国則第43条、厚則第32条、46条、67条の3	83
	加算額・加給年金額の対象者である18歳到達年度の末日までの間にある子が、障害の状態になったとき	障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金 加算額・加給年金額対象者の障害該当届(様式第214号)	すみやかに	国則第33条の5、厚則第31条の3	85

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
加給・振替 加算関連	受給権発生時、胎児であった子が生まれたとき	障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届(様式第211号)	10日(国 年14日) 以内	国則第33条の 3、厚則第31条	87
時効特例	年金記録の訂正により、5年を超えてさかのぼる増額分をうけるとき(施行前決定特例給付をうけるとき)	国民年金・厚生年金保険 時効特例給付支払手続用紙(様式第601号)	—	時効特例則第1条、2条	89
	死亡した人の年金記録の訂正により、5年を超えてさかのぼる増額分をうけるとき(施行前決定特例給付をうけるとき)	国民年金・厚生年金保険 時効特例給付支払手続用紙(未支給年金用)(様式第602号)	—	時効特例則第1条、2条	91
	時効特例給付が、平成19年7月6日～平成21年4月30日の間に支払済であるとき	国民年金・厚生年金保険・共済年金 遅延特別加算金請求書(様式第603号)	—	遅延特別加算金法規則第26条～29条 92-1	92-1
	時効特例給付が、平成19年7月6日～平成21年4月30日の間に支払済であり、該当者が死亡しており、遺族が請求するとき	国民年金・厚生年金保険・共済年金 遅延特別加算金請求書(未支給年金用)(様式第604号)	—	遅延特別加算金法規則第26条～29条 92-3	92-3

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
離婚分割	離婚時の年金分割後の標準報酬ならびに年金額について情報提供を受けるとき	年金分割のための情報提供請求書(様式650号)	—	厚則第78条の6	92-5
	離婚時に年金分割を請求するとき	標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)(様式第651号)	離婚成立後2年以内	厚則第78条の11	93
申出停止	申出により年金の受取を停止したいとき	老齢・障害・遺族給付支給停止申出書(様式第590号)	—	厚則第30条の5の2	97
	申出により停止している年金を受けたいとき	老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書(様式第591号)	—	厚則第30条の5の3	99
返納	過払いの年金について 返納方法を申出する必要があるとき	返納方法申出書	すみやかに		101

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
死亡	死亡した人の未払いの年金・保険給付を受けようとするとき	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書(様式第514号)	すみやかに	国則第25条、厚則第42,58,75条	103
	年金を受けている人が死亡したとき	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 年金受給権者死亡届(副)(正)(様式515号の1、2)	10日(国年14日)以内	国則第24条、厚則第41,57,74条	105
障害	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者でなく、障害の状態に該当することにより特例を請求するとき	特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例請求書	10日(国年14日)以内	厚則第31条の4	111
	特別支給の老齢厚生年金の障害者特例に該当していた受給権者の障害の程度が軽くなったとき	特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例不該当届	10日(国年14日)以内	厚則第33条の3	113

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
障害	障害給付の受給権者の障害の程度が重くなったとき	障害給付 額改定請求書(様式第210号)	10日(国 年14日) 以内	国則第33条、 厚則第47条	115
	障害給付の受給権者が定められた障害の状態に該当しなくなったとき	障害給付受給権者 障害不該当届(様式第212号)	10日(国 年14日) 以内	厚則第48条	117
遺族	遺族給付の受給権者が婚姻したとき等	遺族年金失権届(副)(正)	10日(国 年14日) 以内	国則第52条、 厚則第63条	119
	受給権者の所在が1年以上不明のとき、又は行方不明であった人が年金を受けようとするとき	国民年金・厚生年金保険 遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書(様式第218号)	すみやかに	国則第49条、50条、厚則第66条、67条、	123
	支給停止事由がなくなったとき	遺族年金受給権者支給停止事由消滅届(様式第217号)	すみやかに	国則第48条、 厚則第65条	125
	遺族基礎・厚生年金の受給権者たる18歳到達年度の末日までの間にある子・孫が障害の状態になったとき	遺族給付受給権者の障害該当届(様式第216号)	すみやかに	国則第44条、 厚則第62条の2	127

届出 種類	提出を必要とする事情	届書の名称	提出期限	主な根拠条文	頁
遺族	遺族基礎年金の受給権者である子が、父もしくは母と生計を同じくすることになったとき	国民年金 遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届(様式第226号)	すみやかに	国則第45条	129
外国	受給権者が外国に居住するとき/外国の金融機関で支払を受けるとき	年金の支払を受ける者に関する事項	—		131
	受給権者が租税条約締結国に居住するとき	租税条約に関する届出書(様式9)	—		133
	アメリカの年金を請求するとき	合衆国年金の請求申出書	—		135
	外国人が帰国後に一時金をうけるとき	脱退一時金裁定請求書(国民年金/厚生年金)	出国後2年以内	国則第63条、厚則第76条	137
成年後見人	年金受給者宛の通知書を、成年後見人宛てに送付先を変更するとき 成年後見人の管理する口座に年金を振り込む手続きをするとき	年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書	—		151

お届けの確認のお知らせです

国民年金の第3号被保険者の方の配偶者である会社にお勤めの方や公務員の方が、65歳に到達したときは、第3号被保険者は国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。

ただし、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有していないときは、引き続き受給資格を有するまでの間は国民年金の第3号被保険者となりますので届出の必要はありません。

あなたは現在、国民年金の第3号被保険者ですが、配偶者の方が65歳に到達したことから、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出について、確認のためお知らせを送付しております。

届出が必要な場合は、**右側の届出人欄に住所・氏名を記入し、押印**（被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。）のうえ、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

なお、今回届出が不要である場合も、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有することとなったときは、第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください。

【国民年金の被保険者】

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者種別は、次のとおりです。

国民年金第1号被保険者

農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方

国民年金第2号被保険者

会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（65歳以上70歳未満の方は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない場合に限る。）

国民年金第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

【届出に必要なもの】

年金手帳又は基礎年金番号通知書

なお、すでに届出がお済みの方については、行き違いですのでご了承くださいますよう、お願いいたします。

この届書について、不明な点がございましたら、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口か、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年 月 日
作成

様

届書コード	処理区分	小区分	届書
20	0.新規 再取得 6.種別変更	1 01.手帳一括	

国民年金被保険者

資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書

整理番号：

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生 年 月 日	送信
		1. 男	5. 昭和	
		2. 女	7. 平成	

資格取得・種別変更年月日	種 別	資格取得・種別変更の理由(第1号被保険者)
年 月 日	第1号 1	1. 適用洩れ 5. その他

★ 住 所	
★ 郵便番号	(フリガナ)
住 所 コード	

外国人区分	被 保 険 者 通 称 名	送信	★ 配 偶 者 記 録	
1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	(フリガナ)		基礎年金番号	生 年 月 日

被保険者に係る事項		★ 配 偶 者 に 係 る 事 項	
資格取得年月日	氏 名		
種 別	制度名		

届 出 人 欄	
上記のとおり届出します。 平成 年 月 日	
市(区)町村長 殿 年金事務所長	
住 所	〒 -
氏 名	印
電 話 番 号	(局) 番

市区町村受付印	年金事務所受付印

お届けの確認のお知らせです

国民年金の第3号被保険者の方の配偶者である会社にお勤めの方や公務員の方が、65歳に到達したときは、第3号被保険者は国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。

ただし、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有していないときは、引き続き受給資格を有するまでの間は国民年金の第3号被保険者となりますので届出の必要はありません。

あなたは現在、国民年金の第3号被保険者ですが、配偶者の方が65歳に到達したことから、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出について、確認のためお知らせを送付しております。

届出が必要な場合は、右側の届出人欄に住所・氏名を記入し、押印（被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。）のうえ、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

なお、今回届出が不要である場合も、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有することとなったときは、第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください。

【国民年金の被保険者】

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者種別は、次のとおりです。

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（65歳以上70歳未満の方は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない場合に限る。）

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

【届出に必要なもの】

年金手帳又は基礎年金番号通知書

なお、すでに届出がお済みの方については、行き違いですのでご了承くださいますよう、お願いいたします。

この届書について、不明な点がございましたら、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口か、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年 月 日
作成

様

届書コード	処理区分	小区分	届書
20	0.新規・再取得 6.種別変更	1 01.手帳一括	

国民年金被保険者
市区町村控
資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書

整理番号：

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生年	月	日	送信
		1. 男	5.	昭和		
		2. 女	7.	平成		

資格取得・種別変更年月日	種別	資格取得・種別変更の理由(第1号被保険者)
年 月 日	第1号 1	1. 適用洩れ 5. その他

★ 住 所	
★ 郵便番号	(フリガナ)
住所コード	

外国人区分	被保険者通称名	★ 配偶者記録
1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	(フリガナ)	
		基礎年金番号
		生年 月 日

被保険者に係る事項	★ 配偶者に係る事項		
資格取得年月日	氏名		
種別	制度名		

届出人欄	
上記のとおり届出します。平成 年 月 日	
市(区)町村長 殿 年金事務所長	
住所	〒 -
氏名	印
電話番号	(局) 番

市区町村受付印	年金事務所受付印

(切り離さず、このまま提出下さい。)

届書コード	処理区分	届書
2 0 0	2	
6 1 1	1	

国民年金被保険者
資格取得届出書
(60歳以上の任意加入届出用)

国民年金付加保険料
納付届出書

太枠内を記入してください。(網掛部分を除く)

市区町村長 申出書に記載のとおり提出します。 年金事務所長 あて 平成 年 月 日	
(フリガナ)	
氏 名	印
(フリガナ)	郵便番号
住 所	
連絡先 電話番号	(自 宅 ・ 勤務先 ・ その他)

基礎年金番号				生年月日				性別	資格取得年月日				種別
5. 昭和								1. 男 2. 女	7. 平成				2. 任意
喪失予定年月日				区分	65歳区分	外国人区分	被保険者通称名	手帳作成	納付書抑止	備考			
7. 平成				1. 加入申込	2. 米国外の外国人	(フリガナ)	1. 手帳再交付	1. 納付書送付なし					
付加保険料の納付を希望する方は記載してください。				付加納付申出年月日				年金手帳に記載の氏名と変更がある場合は記載してください。	旧氏名				
7. 平成													

任意加入を希望する理由を教えてください。 (下記のいずれかに○印を付してください。)	市区町村・年金事務所審査欄							
	厚生年金共済 年金月数	国民年金全額 納付月数	国民年金一部納付月数 (換算)	任意加入納付 予定月数	国民年金免除 等月数	合算対象(カラ) 期間月数	合計月数 (換算)	
1. 満額の老齢基礎年金を受給するため	月	月	月 月 月 月 月 月	月	月	月	月	月
2. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (自分の年金加入期間のみで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月	月
3. 老齢基礎年金の受給権確保および受給額を増額するため (合算対象期間を合算することで65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月	月
4. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (65歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月	月
5. 老齢基礎年金の受給権を確保するため (70歳までに受給権が確保できる)	月	月	月	月	月	月	月	月

配偶者の記録を基にした合算対象期間のある方は記載してください。

配偶者欄	基礎年金番号				生年月日				添付書類
	5. 昭和								有・無
	氏名	(フリガナ)	婚姻期間						
	基礎年金番号				生年月日				添付書類
	5. 昭和								有・無
	氏名	(フリガナ)	婚姻期間						

受付印
市区町村
年金事務所

※合算対象期間のある方・海外在住の方は裏面を記載してください。

合算対象期間について記載してください。

合算対象期間	No.	種類(左の欄から選んで ○印を付してください。)	期 間	添付書類	確認
あ. 日本国籍を有する者の海外に居住していた期間 (昭和36年4月1日～)	①	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
い. 学生であった期間 (昭和36年4月1日～平成3年3月31日までの期間)	②	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
う. 厚生年金保険・共済組合の加入者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	③	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
え. 厚生年金保険等の老齢(退職)年金の受給資格を有する者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	④	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
お. 厚生年金保険等の障害年金の受給者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑤	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
か. 厚生年金保険等の障害年金の受給者の配偶者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑥	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
き. 厚生年金保険等の遺族年金の受給者であった期間 (昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの期間)	⑦	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
く. 日本国籍を取得した者等の国内在住期間 (昭和36年4月1日～昭和56年12月31日までの期間)	⑧	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
け. その他	⑨	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
a ()	⑩	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月
b ()	⑪	あ.い.う.え.お. か.き.く.け.()	. . ~ . .	有・無	月

● 合算対象期間
いわゆるカラ期間と呼ばれる期間であり、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間をいいます。

海外に居住する方は記載してください。

本籍地都道府県名					
最終住所地	(フリガナ)				
国内協力者	氏名	(フリガナ)		連絡先	— — (自 宅 ・ 勤務先 ・ その他)
				電話番号	
	住所	郵便番号		(フリガナ)	

※ 国民年金保険料を滞納すると、任意加入資格を失う場合があります。
 ※ 国民年金保険料は納付期限までにかかわらず納付してください。
 ※ 国民年金保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

届書コード			※処理区分		届書
2	0	3	1. 届書 2. 申出書		

国民年金被保険者 資 格 喪 失 届 （申出） 書

国民年金被保険者種別変更（第2号被保険者該当）届書

① 年金手帳の基礎年金番号										② 生 年 月 日																				
										★	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成		年		月		日	送信												
③資格喪失(種別変更/死亡)年月日										④ 資 格 喪 失 （ 種 別 変 更 ） の 理 由										⑤ 65歳前喪失者区分					⑥ 受 給 権 確 認 表 示					
		年			月				日	★ 1. 第2号被保険者該当 2. 老齢（退職）年金受給権者 3. その他 4. 喪失申出 5. 期間満了 6. 死亡 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出										★下記以外は省略 1. 65歳前高齢任意の喪失者に該当					★下記以外は省略 1. 65歳以上の扶養配偶者が受給権を有しないと確認された場合					送信
(フリガナ)										(フリガナ)					〒															
被保険者氏名										住 所																				
種別変更後の被保険者の種別					2号					(備考)																				

上記のとおり届出（申出）します。		平成 年 月 日
(届出（申出）者)		(届出（申出）者)
(住 所)		(氏 名)
市区町村長 あて		死亡者との関係
		㊟

- 1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
- 2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
- 3. ※印の欄は記入する必要はありません。
- 4. 資格喪失年月日が昭和61年3月31日以前の届書については、喪失理由の「2」を「公的年金加入の配偶者等」に読み替えてください。
- 5. 届出者住所、死亡者との関係は喪失理由が死亡の場合のみ記入してください。
- 6. 「種別変更後の被保険者の種別」欄は、厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員となった場合に、「2号」を○印で囲んでください。
- 7. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。なお、被保険者以外の方の押印は省略できません。

受 付 印	
市 区 町 村	年金事務所

届書コード			届書
2	0	4	

国民年金被保険者死亡届

① 年 金 手 帳 の 基 礎 年 金 番 号				② 生 年 月 日				③ 死 亡 年 月 日				④ 受 給 権 確 認 表 示			
記 号		番 号													
				★ 3. 大 正 5. 昭 和								★下記以外は省略 1. 65 歳以上の扶養配偶者が受給権を有 しないと確認された場合			
(フリガナ) 死 亡 し た 被保険者の氏名				(フリガナ) 住 所											
備 考															

送信

上記のとおり届出します。		平成 年 月 日	
市区町村長 あて		(届出者) 住 所 (届出者) 氏 名 死亡者との関係	
		印	

受 付 印	
市 区 町 村	年金事務所

- 1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
- 2. ★の欄は該当する項目を○で囲んでください。

届書コード			※ 処 理 区 分		届書
2	2	2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正	01. 届書 02. 処理票	

国民年金被保険者 氏名別 生年月日別 変更(訂正)届

① 年金手帳の基礎年金番号								② 生 年 月 日 (訂 正 前)				変更(訂正)前被保険者氏名			
								★ 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成				(フリガナ)			

氏名変更(訂正) (外国人区分訂正)	被 保 険 者 氏 名				④ 変更(訂正)年月日				※ ⑤ 訂正後外国人区分			
	(フリガナ)								0. 日本人 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人			

生年月日訂正	③ 生 年 月 日 (訂正後)				※ ④ 訂 正 後 取 得 年 月 日 ・ 種 別				※⑤ 訂正後喪失予定年月日・区分			
	★ 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成								★ 1. 第1号 第3号 2. 任意 (注1)			

性別訂正	③ 性別(訂正後)		送信
	★ 1. 女→男 2. 男→女		

(フリガナ)					備 考
住 所	〒				

(注 1)	
A	第3号(厚生年金保険)
C	第3号(国家公務員共済組合)
D	第3号(日本たばこ産業共済組合)
E	第3号(日本電信電話共済組合)
F	第3号(日本鉄道共済組合)
G	第3号(地方職員共済組合等)
J	第3号(日本私立学校振興・共済事業団)
K	第3号(農林漁業団体職員共済組合)
第3号の場合該当する「A」、「C〜K」を記入する。	

上記のとおり届出します。		平成 年 月 日
市区町村長 あて		(届出者) 氏 名 印

受 付 印	
市 区 町 村	年 金 事 務 所

1. 文字は楷書ではっきりと書いてください。
2. ★印の欄は該当する項目を○印で囲んでください。
3. ※印の欄は記入する必要はありません。
4. 訂正後取得年月日・種別欄は、生年月日を訂正したことにより取得年月日に変更が生じた場合に記入してください。
5. 訂正後喪失予定年月日欄は、生年月日を訂正したことにより喪失予定年月日に変更が生じた場合に記入してください。
6. 被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。
なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。

届書コード			※処理区分	届書
2	1	1	1. 同一市区町村内 2. 同一市区町村外	

国民年金被保険者住所変更届 (同一市区町村内)
(同一市区町村外)

① 年金手帳の基礎年金番号										② 生 年 月 日										送信										
										★ 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成																				
③ 郵便番号										④ 住 所										⑤住所変更(訂正)年月日										送信
										※住所コード (フリガナ)										年 月 日										
(フリガナ) 被保険者氏名										(フリガナ) 旧 住 所																				
備 考																														

(注意)

1. 文字は、ボールペンを用いて楷書ではっきり記入してください。
2. ★印の箇所は、該当する項目の数字等を○印で囲んでください。
3. ※印の箇所は、記入しないでください。
4. 被保険者または事業主が自ら署名する場合には、被保険者または事業主の押印は不要です。なお、被保険者及び事業主以外の方の押印を省略することはできません。

事業主等 受 付 印	社会保険事務所 受 付 印

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出	
事業所等所在地	〒
事業所等名称	
事業主等氏名	
電 話	(局)
(事業主等)	印 番

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出	
所在地	〒
名 称	
代表者等氏名	
電 話	(局)
(医療被保険者等)	印 番

この届書記載のとおり届出します。

社会保険事務所長 殿	
平成 年 月 日提出	
(届出人)	住所 〒
氏 名	
電話番号	(局)
	印 番

届書コード	処理区分	届書

国民年金第3号被保険者

資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)
資格喪失・死亡届
氏名・生年月日・性別変更(訂正)

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

3号被保険者の配偶者欄	⑦ 配偶者の氏名 (氏)フリガナ (名)フリガナ	① 配偶者の生年月日 ★ 明.1 大.3 昭.5 平.7	⑧ 第3号該当 非該当 ★ 該当 非該当(変更)	⑨ 変更内容 非該当(変更)の場合 ★ 1.死亡 2.氏名変更(訂正) 3.生年月日訂正 4.性別訂正 5.その他
④ 配偶者基礎年金番号又は手帳記号番号	共済番号表示	② 郵便番号	⑤ 配偶者住所	(備考)
	※ 1.配偶者共済 番号表示		※住所コード (フリガナ)	

3号被保険者欄	② 基礎年金番号又は手帳記号番号	③ 生年月日(訂正後)	④ 手帳記号番号	⑩ 資格取得・種別変更・種別確認の理由 ★ア.配偶者が被用者年金制度に加入 イ.配偶者の所属する年金制度等の変更 a.厚生年金保険-共済組合 b.共済組合-厚生年金保険 c.共済組合-共済組合 ウ.婚姻 エ.本人の離職(2号喪失) オ.本人所得減少 カ.その他()	⑪ 第三号被保険者でなくなった理由 ★死亡 その他()
	⑥ 被保険者氏名 (氏) (名) (フリガナ)	⑦ 生年月日(訂正前)	⑧ 性別 ★ 男1 女2		
	② 郵便番号	⑦ 被保険者住所(配偶者と別居の場合のみ記入)	① 氏名変更(訂正)年月日	④ 外国人区分 ★ 0.日本人 1.米国人(強制) 2.1以外の外国人	⑤ 被保険者通称名 (フリガナ)
	② 種別(注)	③ 強制付番指定	④ 年金手帳作成		

訂正後取得年月日・種別	要年金手帳送付	受給権確認表示	納付書抑止表示
※ 年 月 日 ※	※ 1.宛名シール 作成	※ 下記以外は省略 1.65歳以上の扶養配偶者 が受給権を有しないと 確認された場合	※ 1.納付書作 成しない

(注)	30	第3号A(厚生年金保険・船員保険)	36	第3号G(地方公務員等共済組合)
	31	第3号A(厚生年金保険・健康保険)	37	第3号J(日本私立学校振興・共済事業団)
	32	第3号C(国家公務員共済組合)		

配偶者が基礎年金番号を持っていない場合のみ加入年金制度の組合(保険者)番号を記入してください。

⑤ 組合(保険者)番号

上記のとおり被保険者から3号関係の届出がありましたので提出します。

○届書記載の基礎年金番号又は年金制度の記号番号は、当該配偶者のものに相違ないことを確認する。

平成 年 月 日提出

(事業所所在地 〒 -)
事業所名称
事業主氏名
電 話 (局) 印 番

上記のとおり被保険者から3号関係の届出がありましたので提出します。

○届書記載の被保険者は、健康保険又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。

認定年月日 平成 年 月 日
(⑩資格取得(種別変更・種別確認)年月日と同じ場合は記載の必要はありません。)

平成 年 月 日提出

(医療保険者) 所在地 〒 -
所 在 地
名 称
代表者等氏名
電 話 (局) 印 番

この届書記載のとおり届出します。

年金事務所長 あて

平成 年 月 日提出

(届出人) 住 所 〒 -
氏 名
電話番号 (局) 印 番

○被扶養者の届出が、配偶者(20歳以上60歳未満)以外の場合および配偶者であっても被扶養者から削除される場合(国外に居住している者が扶養者でなくなった場合および死亡の場合を除く)は、この届書は提出する必要はありません。